

○筆界特定制度とは、どのような制度ですか？

(情報番号 1401 全1頁)

筆界特定制度とは、土地の所有権の登記名義人等の申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度です。

この制度は、公的機関が筆界を特定する制度であり、行政処分としての効力はありませんが、筆界特定の内容は相応の証明力を有するものであり、土地の筆界が問題となる様々な場面で活用することができます。

なお、筆界特定の内容に不満があるときは、筆界確定訴訟（筆界確定訴訟とは、従来、講学上、境界確定訴訟と呼ばれていた訴訟と同じですが不動産登記法の中では「民事訴訟の手續により筆界の確定を求める訴え」と表現されています。）を提起することにより、裁判所による筆界の確定を求めることができます。また、筆界特定制度は、行政処分のように不可争力をもって筆界を確定するものではありませんので、当事者は、これまでどおり、筆界特定の有無にかかわらず、筆界確定訴訟を提起することができます。